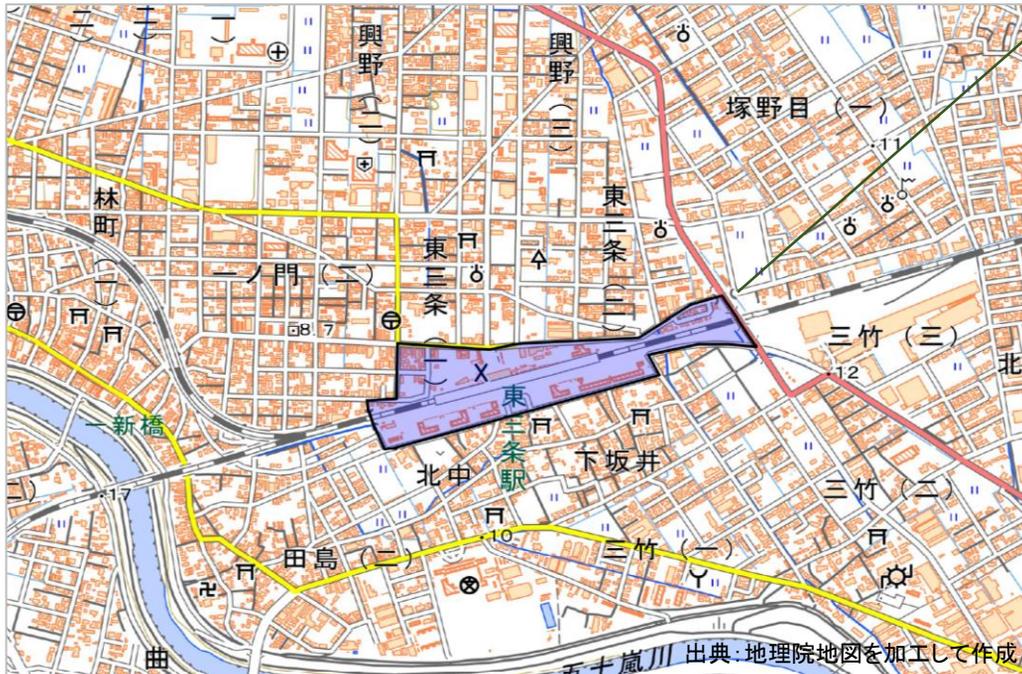


自転車指導啓発重点地区・路線（三条署）

〈地区〉



JR東三条駅周辺地区

【選定理由】

道幅が狭い場所が多いことに加え、自転車交通ルール遵守に関する要望が寄せられているため

この地区でよく見られる自転車利用者の**違反形態**

- ・無灯火運転
- ・携帯電話等を使用しながらの運転

自転車に乗る時は次の点に気を付けましょう！

- ・周囲の状況確認のためはもちろん、自分の存在を知らせるためにもライトは必ず点けましょう。
- ・ながら運転は危険です。絶対にやめましょう。



〈路線〉



県道三条停車場四日町線
三条市道
三条駅～
条南町黒門前交差点

【選定理由】

道幅が狭く、通学や買い物等での自転車利用者が多く、この路線において中学生による人身事故が数件発生したため

この路線でよく見られる自転車利用者の**違反形態**

- ・右側通行
- ・ながら運転

自転車に乗る時は次の点に気を付けましょう！

- ・自転車は車両「車のなかま」です。自転車も車道の「左側通行」が原則！
- ・ながら運転は危険です。絶対にやめましょう。

